

# 氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和2年度 6月度)

- 1 日 時 令和2年6月1日(月)  
開会：午後1時54分  
閉会：午後2時15分
- 2 場 所 氷見市役所C棟3階 301会議室
- 3 出席委員 13名  
1番 中葉 隆      2番 道淵 登      3番 山下 壽明  
4番 円戸 敏男    6番 上出 義美    7番 両國 明美  
8番 中嶋 知子    9番 川上 悦男    10番 寶住 與一  
11番 山下 裕      13番 大澤 昌弘    14番 扇谷 俊彦  
15番 松村 博
- 4 欠席委員 5番 六田 敏夫    12番 江添 良春
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について  
第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件  
第3号議題 第3号議題 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請について意見を付する件  
第4号議題 農地利用最適化推進委員の候補者について
- 6 報 告 報告第1号 農業委員の候補者について
- 7 職務のため出席した事務局等職員  
3名  
局 長 坂 久成      農林畜産課長 浦 勇仁  
主 査 清水 徹夫
- 8 総会の概要  
(事務局) ただいまから、令和2年度6月度定例総会を開催いたします。  
はじめに、職務代理者から挨拶がございます。  
  
(職務代理者) 挨拶 (略)

(事務局) ありがとうございます。

(事務局) 今回、新型コロナウイルス感染防止の観点から発声の機会を抑えるため、農業委員会憲章の朗読を割愛いたします。

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条により、会長が務めることとなっておりますが、今日は会長が事情により職務を執り得ないため、職務代理者に議長をお願いすることといたします。

□議長（職務代理者） それでは、本日の総会に付議する案件は、  
第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について  
第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件  
第3号議題 第3号議題 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請について意見を付する件  
第4号議題 農地利用最適化推進委員の候補者について  
報告第1号 農業委員の候補者について  
です。

□議長（職務代理者） なお、本日は六田会長、江添委員から欠席の報告を受けていますが、在任委員15名中13名と過半の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長（職務代理者） これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、中葉委員、道淵委員をお願いいたします。

□議長（職務代理者） それでは、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第1号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定について、ご説明申し上げます。

今月の利用権設定は、通常の相対のもののみです。

番号1～——の借受人の氏名、面積を確認（進行を速めるため）  
以上、合計で——筆、設定面積——㎡を、——名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっております。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

□議長（職務代理者） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（職務代理者） 異議がないと認め、第1号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定について原案のとおり承認することとします。

□議長（職務代理者） 次に、第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件、2件につきまして、ご説明申し上げます。

番号1、地区は——です。

使用借人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

使用貸人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

申請地は、氷見市\*\*——番、地目は申請書において登記は田、現況は畑、申請面積は——m<sup>2</sup>です。

農地区分は第1種農地で、転用目的が——です。

この案件は、農業振興地域整備計画における農用地利用計画の農用地区域からの除外手続き中です。

番号2、地区は——です。

譲受人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

譲渡人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

申請地は、氷見市\*\*——番外4筆、地目は申請書において登記、現況とも田、申請面積は合計——m<sup>2</sup>です。

農地区分は第3種農地で、転用目的が——です。

この案件は、開発行為許可申請中です。

引き続き、許可基準について説明。

第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願ひします。

□議長（職務代理者） 質問を受ける前に、先般\*\*月\*\*日に行われました\*\*委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査について、\*\*委員から報告を受けます。

(\*\*委員) 先般\*\*月\*\*日、わたしと事務局員で実施しました現地調査の結果について報告いたします。

今回の案件2件につきまして、隣接地との境界が確定されていること、農地転用後における用排水路及び周辺農地への影響に問題がないことを確認いたしました。

また、隣接農地の耕作者からの承諾書、氷見市土地改良区からの同意書が添付されております。

以上、今回の案件2件は、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（職務代理者） 事務局の説明と\*\*委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（職務代理者） 異議がないと認め、第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（職務代理者） 次に、第3号議題 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第3号議題、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請について意見を付する件、1件につきまして、ご説明いたします。

番号1、地区は——です。

申請者は氷見市\*\*——番地(氏名\*\*),

申請地は、氷見市\*\*——番、地目は申請書において登記は畑、現況は宅地、申請面積は——m<sup>2</sup>です。

当初、平成29年5月に、転用目的——として農地法5条の許可を得て、当初の計画通り——として使用していました。

申請者(氏名\*\*)は、家族6人で住まいしているところ、長男夫婦が結婚後、同居することになり、既存の住宅では家族7人で住まいするには手狭なことから住宅の建替えを計画しましたが、既存住宅敷地では建築基準法の接道要件が満たされないため確認申請が受理されないことから建替えを断念し、申請地において住宅を建築することにしたものです。

今回、過去に許可を受けた転用目的は——であったため、あらたに住宅敷地として利用するため、転用目的に変更が生じたため申請されたものです。

なお、転用事業者が事業を実施することが困難となり他の事業者に承継する場合、事業計画区域を拡大する場合には、改めて農地法の許可を受ける必要がありますが、今回の申請は、これに該当しないため農地法の許可の必要はありません。

また、申請地の隣接地は既に宅地化している用途地域内の農地であり、隣接地との境界、用排水路、周辺農地への問題も特にないことから、事務局限りで現地調査を行いました。

第3号議題 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほどよろしく申し上げます。

□議長(職務代理者) 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（職務代理者） 異議がないと認め、第3号議題 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（職務代理者） 次に、第4号議題、農地利用最適化推進委員の候補者について、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第4号議題、農地利用最適化推進委員の候補者について、ご説明申し上げます。

推進委員を含む農業委員候補者等の推薦・募集については、市広報及びホームページ等でお知らせし、4月1日から4月30日まで受付を行った結果、定数どおりの19名の推薦がありました。

旧町村単位の地区区分通り、しかも、どの候補者も地域を背景とした適格者と言え、刑罰、破産の欠格事項該当者も無かったことから、候補者について選考委員会に意見を求める必要性は薄いものと思料いたします。

なお、候補者名簿のとおり内定となりましても、最終的に7月20日に開催予定の組織総会、新体制の場において承認される運びとなります。

原案のとおり候補者を決定してよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長（職務代理者） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があれば、お願いします。

……………発言の発声なし……………

□議長（職務代理者） 無い様でございますので、異議がないと認め、第3号議題、農地利用最適化推進委員の候補者について、原案のとおり候補者を決定することといたします。

□議長（職務代理者） 次に、報告第1号 農業委員の候補者について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 報告第1号 農業委員の候補者について、ご説明申し上げます。

農業委員候補者等の推薦・募集については、4月1日から4月30日まで受付を行った結果、地域、農業団体等から定数どおりの15名の推薦がありました。どの候補者も地域、団体を背景とした適格者と言え、中立委員についても実績を踏まえての継続となり、今回、定数通りであることから、結果としてそのまま候補者とされたものです。

一方で、前回から農業委員会等に関する法律の改正により、委員選任に当たっての要件の一つに、認定農業者等が原則、過半数を占めることとされていますが、今回、推薦を受けた候補者中、認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者が6名と定数15人の過半数に届きませんでした。

氷見市には認定農業者が78人と、農業委員の定数15人の8倍を下回ることから、法施行規則に定める例外規定を適用できますが、任命同意と別に認定農業者等が過半数を占めることを要しない議会の同意を得ることが必要となります。この場合、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするについて議会の同意を求めることとなります。

また性別、年齢につきましても配慮すべきとされておりますが、候補者について、今回、残念ながら女性は含まれておりません。青年のくくりでは50歳未満が1人含まれています。さらに農業委員会の所掌事務に利害関係のない中立委員を選任しなければならないことになっていますが、該当する候補者が1人となっています。

候補者案は、氷見市6月定例会の場において、承認されることと存じます。報告は以上です。

□議長（職務代理者） 事務局の説明が終わりましたので、質問があれば、お願いします。

……………発言の発声なし……………

□議長（職務代理者） 質問が無いようでしたら、以上で本日の案件は、全て終了しました。

□議長（職務代理者）　これで、氷見市農業委員会 6 月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 2 年 6 月 1 日

議　長

---

署名委員

---

署名委員

---